令和８年10月１日

各位

栗本鐵工健康保険組合
理事長　藤本

公　　告

栗本鐵工健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会計年度所属区分） 第４７条　略 ２　支出の会計年度所属は、次の各号による。 （１）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するものにあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理した日の属する年度	（会計年度所属区分） 第４７条　略 ２　支出の会計年度所属は、次の各号による。 （１）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあっては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
（準備金の保有方法） 第４９条　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （１）～（８）　略 （９）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金 （１０）～（１２）　略	（準備金の保有方法） 第４９条　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。 （１）～（８）　略 （９）社会保険診療報酬支払基金への委託金 （１０）～（１２）　略

附　則

この規約の変更は、令和８年１０月１日から施行する。